

三重県感染症対策条例の概要 (令和2年12月24日公布・施行)

条例の位置づけと目的(第1条)

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として制定する条例であり、法律と計画の間に位置し、本県における感染症の発生予防及びまん延防止を図り、県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする

感染症法

三重県感染症
対策条例

三重県感染症予防計画

特措法

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画

関係者の役割(第4条～第8条)

県

- ・感染症対策における体制の確保(保健所、検査、医療、相談)
- ・教育活動及び啓発活動等を通じた正しい知識の普及 など

県民

- ・正しい知識を持ち、適切な感染症対策の実施とともに県の対策に協力

事業者

- ・感染症の影響を考慮して事業の実施に関し適切な措置を講ずるとともに、県と連携協力して感染症対策を実施 など

医療機関

- ・良質で適切な医療を行い、県と連携協力して感染症対策を実施 など

市町

- ・県と連携協力し、予防接種や生活支援の実施 など

感染を防止するための協力の求め(第11条)

- ・県は、感染症の発生予防やまん延防止のため、県民や事業者などに対し感染症対策の実施に必要な協力を求めることができる
- ・協力の求めは、県民の生活及び経済への影響が最小限となるようにしなければならない など

定義(第2条)

- ・感染症法に規定する感染症を対象
(新型コロナウイルス感染症に限定しない)
- ・感染症対策は、発生予防及びまん延防止を図るための対策をいう

基本理念(第3条)

- ・感染症の発生やまん延により生活や経済活動に重大な影響が及ぶおそれ
県、市町、県民、事業者などが相互に連携協力し、一体となって推進
- ・感染症は誰もがかかる可能性があるもの
差別や権利利益の侵害行為は許されないものであり、人権を尊重

情報の公表(第9条)

- ・県は、感染症の発生予防・まん延防止、県民の不安払拭、差別等の防止を図るため、正確かつ適切な情報を積極的に公表
- ・情報公表に当たっては、個人情報の保護に留意し、社会的な影響に配慮

差別の禁止(第10条)

- ・何人も、感染症の患者やその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
- ・何人も、医療従事者や社会機能維持者、その他いかなる団体又は個人に対しても、いわれのない理由によって、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない など

物資及び資材の確保等(第12条) その他の規定(第13条～第15条)

県、市町、県民、事業者、関係機関等は、感染症対策の実施に必要な物資や資材を確保するとともに、相互に協力

- ・人材の確保、養成及び資質の向上
- ・新たな知見及び情報通信技術等の活用
- ・財政上の措置